

## 高松市公募型指名競争入札実施マニュアル

### 1 趣旨

このマニュアルは、公募型指名競争入札を適用する場合の手順に関し、高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号。高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則（平成30年高松市規則第34号）第100条において読み替えて準用する場合を含む。）及び高松市契約事務処理要綱（昭和43年高松市庁達第8号。高松市下水道事業契約事務要綱（平成30年4月1日施行）において読み替えて準用する場合を含む。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 2 定義

- (1) このマニュアルにおいて「公募型指名競争入札」とは、次項に規定する建設工事等に係る指名業者の選定に当たり、公募による入札参加希望者から当該建設工事等の履行に係る技術的適性を把握するための資料を提出させ、そのうちから当該入札に参加させようとする者を決定する方式の指名競争入札をいう。
- (2) このマニュアルにおいて「電子入札」とは、かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して、発注案件情報の公表、入札参加申請受付、入札参加者への通知、入札書の提出、開札、落札者の決定、入札結果の公表等の一連の手続をインターネットを利用して行う入札をいう。
- (3) このマニュアルにおいて「電子入札案件」とは、入札を電子入札で行う旨市長が指定した案件をいう。

### 3 適用範囲

公募型指名競争入札は、予定価格が130万円を超え1,500万円未満の建設工事又は予定価格が50万円を超える業務委託（建設工事に関連するものに限る。）であって、財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）において取り扱うもの（以下「建設工事等」という。）に適用するものとする。

### 4 発注見通しの公表

公募型指名競争入札が適用されることとなる建設工事等に係る年度における次に掲げるものの見通しに関する事項を、当該年度の4月1日以後遅滞なく、契約監理課ホームページに掲載することにより公表するものとする。公表した発注の見通しに関する事項を見直し、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項についても、当該年度の10月1日を目途として、契約監理課ホームページに掲載することにより公表するものとする。

- (1) 名称、場所、期間、種別及び概要
- (2) 入札を行う時期

### 5 入札参加者の公募

入札参加者の公募は、別に定める運用基準（以下「運用基準」という。）に基づき設

定した入札参加者募集条件を前項に規定する方法で公表することにより行うものとし、公表日は、原則として月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同法に規定する休日でない日）とする。

## 6 入札への参加申請

前項の公募に係る入札に参加しようとする者は、公表された入札参加者の募集条件、設計図書等を確認し、別に定める入札参加申請書に係る書類を添えて、定められた期限までに市長に提出しなければならない。この場合におけるこれらの書類の受付は、持参によるものにあつては契約監理課において、ファクシミリ送信によるものにあつては入札専用ファクシミリ番号において行うものとする。ただし、電子入札案件にあつては、別に定める方法により、電子入札システムを使用して行うものとする。

## 7 審査及び通知

市長は、提出を受けた入札参加申請書及び添付書類について、入札参加者募集条件に対する適否を審査し、定められた期限までに申請者に対し指名通知又は指名しなかった理由を記載した非指名通知を行うものとする。

## 8 入札の執行

- (1) 入札執行回数は、あらかじめ再度入札を行うものとした場合は、初回の入札及び再度の入札を合わせて2回を限度とする。また、再度入札を行わないものとした場合は、原則として1回とする。
- (2) 参加申請をした者又は入札参加者が1者であった場合であっても、原則として、入札を有効なものとして執行するものとする。

### 8-2 苦情の申立て等

第7項に規定する非指名通知を受けた者及び高松市総合評価落札方式実施要領（平成25年6月1日施行）に基づく総合評価落札方式による入札において落札者とならなかった者のうち落札者の決定結果に対して不服がある者の苦情及び再苦情の申立てに関しては、高松市建設工事等の入札及び契約の過程並びに指名停止等措置に係る苦情処理手続要領（平成24年6月1日施行）の定めるところによる。

## 9 設計図書等

公募型指名競争入札に係る設計図書等は、次に掲げる方法により確認することができるものとし、現場説明は行わないものとする。

- (1) 電子入札システム利用による閲覧及びダウンロード
- (2) 契約監理課における閲覧

## 10 積算内訳書

積算内訳書は、「積算内訳書の作成方法及び注意事項」により作成し、及び提出しなければならない。

10-2 定められた日時までに前項の方法により提出された積算内訳書は、これに不足がないかを入札締切日から開札までの間に確認する。

10-3 積算内訳書については、次に定めるところによる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第3項の規定によりその書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(2) 積算内訳書に記載された工事価格と入札書の入札金額とが合致しない場合又は積算内訳書に記載された直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計額を算出した後において1,000円以上の端数処理若しくは調整額等の値引き処理がされた工事価格である場合は、当該入札は無効とする。

(3) 積算内訳書は、返却しない。

11 入札書の提出方法

(1) 電子入札案件の場合

別に定める方法により電子入札システムを使用して行うものとする。

(2) その他の案件の場合

別に定める様式による入札書をもって行うものとし、入札書は、次に定めるところにより、定められた日までに郵送により提出しなければならない。なお、あて先は別記のとおりとし、持参による提出は認めない。

ア 郵送は、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法によること。この場合の郵送料は、入札の結果にかかわらず、入札者の負担とする。

イ 契約監理課で配布する入札専用封筒を使用し、当該封筒には、あて先、開札日、工事名、入札者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所並びに入札書在中の旨を記載すること。

ウ 入札書は、工事名及び氏名（法人にあつては、名称）を記載した封筒（以下「入札書封筒」という。）に入れて封をした上で、イの専用封筒に入れること。

エ 積算内訳書は、工事名及び氏名（法人にあつては、名称）を記載した封筒（入札書封筒とは別封筒）に入れて封をした上で、同封すること。

オ 総合評価落札方式により入札を行った場合で、入札参加者募集条件にて技術提案書の提出を求められた場合は、入札書とともに入札書封筒に入れること。

12 開札

定められた日時までに前項の方法により提出された入札書は、電子入札案件にあつては、開札予定日時後速やかに、その他の案件については運用基準に基づき、選出された立会人の立会いの下、定められた日時を開札する。

13 総合評価落札方式による場合の落札者の決定

総合評価落札方式により入札を行った場合には、指定案件については、評価値について、2人以上の学識経験者の意見を聴いた後、落札者を決定する。

#### 1 4 くじによる落札者の決定（価格競争入札の場合）

開札の結果、同額の落札金額の入札者があった場合は、次により落札者を決定する。

##### （1）第11項第1号の場合

電子入札システムによる電子くじにより落札者を決定する。

##### （2）第11項第2号の場合

直ちに、職員（当該入札者であって、当該入札の立会人として参加している者のくじについては、その者）にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。

#### 1 4-2 くじ等による落札者の決定（総合評価落札方式による場合）

入札書等に基づき算出された評価値が同一であった場合は、入札価格の低い者を落札者とする。この場合において、入札価格も同額である場合は、次により落札者を決定する。

##### （1）第11項第1号の場合

電子入札システムによる電子くじにより落札者を決定する。

##### （2）第11項第2号の場合

当該落札候補者の出席を求め、くじにより、落札者を決定する。

#### 1 5 入札結果の公表

高松市一般競争入札及び指名競争入札の結果の公表に関する要綱（昭和57年6月1日施行）に基づき、閲覧に供し、及び第11項第1号に定める電子入札案件については、電子入札システムにおいて公表するものとする。

#### 1 6 落札者への通知

第11項第1号に定める電子入札案件にあつては電子入札システムにより、入札参加者全員に入札結果を通知するとともに、落札者に電話で契約手続の説明を行うものとし、同項第2号に定めるその他の案件については、落札者に、電話で結果を通知するものとし、契約手続についても併せて説明を行うものとする。

#### 1 7 その他

このマニュアルに定めるもののほか、必要な事項は、工事請負等審査委員会の審議を経て市長が定める。

#### 附 則

1 このマニュアルは、平成13年6月1日から施行する。

2 第7項後段の規定は、高松市総合評価落札方式実施要領第2条第4項に規定する特別簡易型総合評価落札方式を行う場合においては、適用しない。

#### 附 則

このマニュアルは、平成14年6月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成16年1月26日から施行する。

附 則

- 1 このマニュアルは、平成17年6月1日から施行する。
- 2 改正後の第1項第3号の規定は、このマニュアルの施行の日以後の公募について適用し、同日前の公募については、なお従前の例による。

附 則

このマニュアルは、平成18年6月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成19年4月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成19年6月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成20年1月24日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成20年4月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成21年3月1日から施行する。

附 則

- 1 このマニュアルは、平成21年7月6日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の高松市公募型指名競争入札実施マニュアル（後略）の規定は、この要領の施行の日以後に入札手続を開始する工事の請負契約について適用する。

附 則

- 1 このマニュアルは、平成22年9月6日から施行する。
- 2 改正後の高松市公募型指名競争入札実施マニュアルの規定は、このマニュアルの施行

の日以後に入札手続を開始する工事の請負契約について適用する。

附 則

- 1 このマニュアルは、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の8-2の規定は、このマニュアルの施行の日以後に行う公募に係る契約について適用し、同日前に行われた公募に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 このマニュアルは、平成23年8月1日から施行する。
- 2 改正後の第3項の規定は、このマニュアルの施行の日以後に行う公募に係る契約について適用し、同日前に行われた公募に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

このマニュアルは、平成24年4月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成24年6月1日から施行する。

附 則 (抄)

- 1 このマニュアルは、平成25年6月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成26年3月24日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成27年4月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成30年4月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成31年4月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは、令和2年4月1日から施行する。

別記（第11項関係）

郵便番号760-8799 郵便事業(株)高松支店留 高松市役所契約監理課